

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20520071

研究課題名（和文） マハートマ・ガンディーのカースト観－伝統と近代の狭間で－

研究課題名（英文） Mahatma Gandhi's Views on Caste: Between Tradition and Modernity

研究代表者

石井 一也 (ISHII KAZUYA)

香川大学・法学部・教授

研究者番号：70294741

研究成果の概要（和文）：マハートマ・ガンディーは、カースト制度を是認する傾向を示して不可触民階級出身のビムラオ・アンベードカルと激しく対立したが、他方で、不可触民制度をヒンドゥー社会に不可欠なものとするヒンドゥー・サナタニスト（正統派）とも明確に見解を異にした。このことは、彼のカースト観が、近代とも伝統とも一線を画した思想であったことを示しており、本研究においては、彼の思想をそうした文脈において分析しようとするものである。

研究成果の概要（英文）：Mahatma Gandhi tended to support caste system and therefore severely conflicted Bhimrao Ambedkar, an untouchable, while he drew a clear line with Hindu sanataniists, who considered untouchability necessary for Hindu society. As this indicates his views on caste belong neither to modernity nor tradition, this research aims to analyze his thought in such context. The idea of vanrashram dharma that he educed from caste system stipulates that people inherit their ancestors' occupation, which could be reevaluated as a critique of modernism and postmodernism that would approve of limitless expansion of desire.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：ガンディー思想

科研費の分科・細目：哲学・思想史

キーワード：ガンディー、アンベードカル、サナタニスト、ヒンドゥー、カースト、不可触民制度

1. 研究開始当初の背景

申請者は、1994年以来一連のガンディー研究を行ってきたが、本研究は、とりわけ平成18-19年度科学研究費補助金基盤研究(C)によって実現した「マハートマ・ガンディーの宗教観と基本的信条」の研究において浮上した。ガンディーがカースト制度を支持する傾

向を示していたことは、マックス・ヴェーバーがキリスト教に「現世的禁欲」の原理を見出したこととの対比において理解されていたが、その意味を、さらに近代主義的観点からガンディーのカースト観を批判したビムラオ・アンベードカルや、不可触民制度をヒンドゥー社会に不可欠のものとする主張した

ヒンドゥー正統派らとの考え方と対比して検討する必要性が認識されたのである。それは、いいかえれば、ガンディーのカースト観が、アンベードカルが依拠する近代主義とも、またヒンドゥー正統派が象徴する伝統主義とも一線を画した思想として理解する余地のあることを意味しているのである。

2. 研究の目的

ガンディーは、インドの独立には、ヒンドゥー＝ムスリムの融和とともに不可触民制度の撤廃が不可欠だと考えていた。他方、アンベードカルは、不可触民の人間としての権利を確立するためにはカースト制度を廃止せねばならないと考え、同制度を是認するガンディーに対する批判を止めなかった。しかし、ガンディーは、不可触民と寝食をともにし、不可触民制度を擁護するヒンドゥー正統派と激しい論争を戦ったことは、アンベードカルの批判が一面的であることを示している。ビクー・パーレークによれば、キリスト教の影響を受けたガンディーは伝統主義者にとっては脅威だったのであり、ここに伝統に対する改革者としてのガンディーの姿を見出すことができる。

申請者は、こうした観点から、ガンディーのカースト観に焦点を当てて、それが伝統主義と近代主義との相克の中でいかなる変容を遂げたかを理解する必要があると考えた。当初想定した主要な論点は、次の五つである。それらはすなわち、第一に、ガンディーがカースト制度を支持しながら不可触民制度の撤廃を主張する論理、第二に、アンベードカルおよびガンディーがそれぞれ指導した不可触民制度撤廃運動の経緯、第三に、ガンディー＝サナタニスト（正統派）論争およびガンディー暗殺者ナトラム・ゴードセイ法廷証言、第四に、ガンディー＝アンベードカル論争、第五に、アンベードカルを初代インド首相に据えようとしたガンディーの構想である。

3. 研究の方法

第一年度は、ガンディーの不可触民制度およびカースト制度に関する言説を、アンベードカルによる批判と対比的に理解する作業を行った。その際、分析の対象となったものは、【参考文献】の掲げた Gandhi, M. K. [1958-94]; Gandhi, M. K. [1954a]; Gandhi, M. K. [1954b]; ガンディー[1994]; Ambedkar, B. R. [1946]; アンベードカル[1994]などである。

第二年度は、ガンディーとサナタニストとの論争、およびゴードセイの法廷証言を分析する作業を行った。前者の分析対象となった

文献は、Gandhi, M. K. [1958-94]ほかに、Godse, N. [1993]; *Gandhi Murder Trial*[1950]などである。

第三年度においては、ガンディーのカースト擁護論を、マックス・ヴェーバーの「現世的禁欲」との関連で分析する作業を行った。その際主として依拠した文献は、ヴェーバー[2002]である。

これら三年度を通じて、「2. 研究の目的」に掲げた五つの主要な論点は、ほぼカバーされたと思われる。もっとも、ガンディーのカースト観がもつ積極的意義を理解する上で、ヴェーバーのカースト理解が不可欠の参照基準として浮上したので、これを付け加えておく。

4. 研究成果

上記の「3. 研究の方法」にしたがって文献を分析した結果、得られた知見の概要は、次の通りである。ここでは、(1) 伝統主義批判、(2) 近代主義批判、そして(3) 結論の順にこれを示すこととしたい。

(1) 伝統主義批判

ガンディーは、幼少時に不可触民との接触を罪とする考えに違和感を覚えていたが[Tendulkar, 1998-90, vol. 1, p. 27]、1915年に開設したサバルマティー・アーシュラムでは住人に不可触民制度の否定を誓わせている。すなわちその創設者たちは、「この慣行〔不可触民制度〕がヒンドゥー教についての汚点であると信じて」[Gandhi, 1958-94, vol. 13, p. 94]おり、「アーシュラムの住人は、この罪から逃れるために、不可触民の集団を可触 (touchable) と見なすことを誓っている」[ibid.]。他方、カースト制度については、「アーシュラムは、ヴァルナーシュラマ・ダルマを強く信じている。カーストの規律は、国に対していかなる害も与えないどころか、むしろ有益である」[ibid.]と述べて、カースト制度をヴァルナーシュラマ・ダルマの観点から肯定的に捉えている。カースト制度から不可触民制度を切り離し、後者を消滅させることによって前者を純化しようとするガンディーの考えは、この時すでにその基本的枠組みを形成しているといつてよい。

ガンディーが、不可触民制度をインド社会の克服すべき汚点と考え、これをカーディー（手織り綿布）など国産品の愛用やヒンドゥー＝ムスリムの融和と並んで民族運動の三大項目の一つに掲げたのは、1920年においてである。彼は、すでに同年9月の国民会議派カルカッタ臨時大会で対英非協力運動の決議を実現していたが、12月のナグプール年次大会でその運動方針に(a)カーディーなどの国産品愛用とともに、(b)不可触民制度の

除去を加えたのであった[Gandhi, 1958-94, vol. 19, pp. 576-58]。

ガンディーの不可触民制度撤廃の強い意思が実行に移されたのは、1924年から25年にかけて闘われたヴァイッカム・サッティヤーグラハにおいてである。森本達雄によると、正統派ヒンドゥー教の牙城ともいわれたトラヴァンコール藩王国ヴァイッカムでは、聖地を汚すと見られた不可触民には、寺院そのものはおろかその周辺の道路や参道を歩くことが許されていなかった[森本, 1994, pp. 321-22]。当初は、道路の使用権を獲得することに限定して非暴力の運動が展開されたが、これに対して藩王国は、正統派ヒンドゥーを支持してバリケードや綱を巡らせて不可触民の進入を阻止しようとしたという。最終的には、政府が寺院の三方に迂回路を建設するという「なしくずしの決着」となったが、森本は、その象徴的意義は、不可触民制度の問題を全国的に波及させたことにあるという[同前書]。この時ガンディーがヴァイッカムのバラモンと行った論争は、後者がヒンドゥー教シャーストラの権威や輪廻思想に基づいて人々の習慣としての不可触民制度を根深く信仰していたのに対して、前者が[理性]の観点からそうした習慣を強く否定したことを鮮明に示している[Gandhi, 1958-94, vol. 26, pp. 261-63]。

ところで、インドのカースト制度については、すでにおびただしい研究が蓄積されているが、田辺明生による研究史の整理から次のことが確認される[田辺, 1994]。すなわち、ルイ・デュモンは、浄・不浄に対する優位性という意味でのヒエラルキーを基軸としてカースト制度を理解したが[Dumont, 1970]、マリオットは、村落における交換行為を観察して、四つのヴァルナ(カースト)のそれぞれの価値や生き方が、別のヒエラルキーを構成していると主張した[Marriot, 1976]。また、マリオットの視点を引き継いだラヘジャは、支配カースト中心の贈与交換体系における吉・凶が、浄・不浄のヒエラルキーとともに重要な価値であり、バラモンを含む非支配カーストが、支配カーストの吉祥を保証する役割を負わされていたと理解する[Raheja, 1988]。不可触民の意識に焦点を当てた研究としては、メンチャーが、浄・不浄の価値が経済的搾取のメカニズムを正当化するイデオロギーとして機能していることを主張しつつ、不可触民と上位カーストの意識的断絶を認めている[Mencher, 1974]。モファットは逆に、不可触民の独自性を表層的なものに見なし、彼らが、ヒンドゥー社会の支配的な価値を受け入れていると考えている[Moffat, 1979]。これに対して、デリージュは、不可触民が浄・不浄の価値の存在を承認しながら、自らの低い位置づけを受け入れようとして

いないものと見ている[Deliege, 1993]。こうしてみると、第一に、ヒエラルキーを規定しているのが浄・不浄の観念であるか政治的権力であるか、第二に、不可触民と上位カーストとの間に意識的断絶があるかないかについて、論者の中で認識が分かれているものの、ヒンドゥー社会が序列化された社会であり、その最下層に不可触民が位置づけられているという認識は、おおむね一致しているといつてよい。

これに対してガンディーは、1924年に「不可触民制度を除去することは、カースト・ヒンドゥーがヒンドゥー教と自らに課した懺悔道であります。求められている浄化は、不可触民たちのものではなく、いわゆる上層カーストの浄化です」と述べ[*Young India*, December 6, 1924]、25年には「それ[ヴァルナ・シャラマ]は、働く者シュードラに対して、考える者バラモンと同じ地位を与えた」と述べた[*Young India*, August 13, 1925]。これらの発言は、現実のカースト制度の持つヒエラルキーを転倒させようとするベクトルをもつ。一般に、ガンディー暗殺の原因は、ゴードセーの法廷証言でも強調されているように、彼がムスリムに友好的であったことに求められているが[Gandhi Murder Trial, 1950]、こうしたガンディーのカースト観は、ヒンドゥー社会を伝統的に規定してきた上層カーストの権威を脅かす危険な観念として受け止められ、彼の存在そのものを否定するもう一つの重要な契機を構成していたと推察されるのである。

いずれにせよガンディーは、不可触民制度の撤廃を目指すことによってヒンドゥー社会のバラモンの伝統を変革したいと考えていた。だがそれは、伝統主義の対極にある近代主義の立場からのものではかならずしもなかった。彼の社会変革の手法が、同時に近代主義とも一線を画するものであったことは、1930年代におけるアンベードカルとの論争によって明らかとなる。

(2) 近代主義批判

ガンディーとアンベードカルは、1931年9月ロンドンでの第二次円卓会議で激突する。ガンディーは、国民会議派こそが、イスラム教徒、不可触民、藩王国民、婦人などを含む全てのインド人を代表する団体であり、イスラム教徒とシク教徒に対する分離選挙は承認できても、不可触民を含むその他のマイノリティに特別の政治的権利を与える必要はないと主張した。これに対してアンベードカルは、ガンディーを独善的かつ狡猾と非難し、不可触民は、カースト・ヒンドゥーから差別された別個の社会集団として、分離選挙と留保議席が与えられるべきだと主張した[山崎, 1979, 36 ページ]。

1932年8月には、マクドナルド首相による「コミユナル裁定」が発表されたが、それは、被抑圧階級に対して、特別選挙区で留保議席への代表を分離選挙で選ぶ権利と、合同選挙区で一般議席代表をカースト・ヒンドゥーと合同して選ぶ権利という二重投票権を認めるものであった[山崎, 1979, 40ページ]。これをヒンドゥー教徒の分断を図った策略と受け止めたガンディーは、マクドナルド首相に「被抑圧階級に対する分離選挙が取り消されないかぎり、9月20日正午から死に至る断食に入る」と書簡を送り[Gandhi, 1958-94, vol. 50, pp. 383-84]、宣告どおり断食を行う。この断食は、アンベードカルに大きな精神的圧力をかけ、彼は、裁定変更の前提となる「プーナ協定」をガンディーと結ばざるをえなくなる。同協定によると、被抑圧階級は、留保議席数を当初の78から148に増やすことに成功したが、分離選挙の権利を失うこととなり[同前書, 42ページ]、裁定を巡るガンディーとアンベードカルの対立は、両者にとっていわば痛み分けの決着となった。

プーナ協定締結の後、ガンディーとアンベードカルは、不可触民撤廃の方策を巡って互いに激しく対立する。ガンディーが、カースト・ヒンドゥーの良心に訴えて目的を達成しようとするのに対して、アンベードカルは、そうした手法を欺瞞とみなして非難しつつ、自身は、近代主義に基づいて、法および政治の制度の枠内で、被抑圧階級が自ら権利を獲得してゆくという手法を選んだ。ガンディーは、協定の直後に「全インド反不可触民制度連盟」(後に「ハリジャン奉仕者団」と名称変更)を発足させ、機関紙『ハリジャン』—ガンディーは不可触民をハリジャン(神の子)と呼んだ—を創刊、さらに全国を行脚して不可触民制度撤廃のための世論喚起と募金を行った。アンベードカルは、ガンディーのこうしたやり方を不徹底なものと批判し、その真剣さを疑って徹底的に攻撃したのであった[Ambedkar, 1946]。パーレークは、正統派ヒンドゥーがガンディーをもっとも危険な敵と見なしたことは正しく、アンベードカルがこうして彼の献身と貢献を疑ったことは間違いであったと論じている[Parekh, 1989, p. 241]。他方、ゼリオットは、両者が同じ目的を達成するために互いに異なる方策を用いたことは、相互補完的であったと分析し、不可触民制度撤廃の事業における両者の貢献を認めている[Zelliot, 1996, p. 174]。

ガンディーは、1920年代にカースト制度を擁護したのは一転して、30年代後半にはその「消滅」に言及するようになるが、このことは、「コミユナル裁定」を巡ってアンベードカルに代表される被抑圧階級の強い政治的要求と、それを支える彼らの苦痛を受け止めた結果とみなすことができる。ガンディー

は37年に、相変わらずヴァルナーシュラマ・ダルマを擁護しつつも、不可触民制度撤廃のためには「カースト制度をただちに消滅させたい」[*Harijan*, March 6, 1937]と発言し、46年にも「不可触民制度反対の仕事を、カースト制度そのものに対するより広範な改革運動の一環とする」ことを示唆した質問者に対して「完全に同意する」と答えているが[*Harijan*, July 28, 1946]、ここに、ガンディーがかぎりなくアンベードカルに歩み寄った形跡を認めることができる。

ガンディーが独立インドの首相にアンベードカルを考えていたことは、マハール(不可触民カースト)の人々の間で広く信じられていたことであり[Zelliot, 1996, p. 173]、また、憲法を起草するに相応しい憲法学者が見つからずに悩んでいたネルーにアンベードカルを推薦したのもガンディーであったと言われている[Lokande, 1982, p. 62]。アンベードカルによる激しい批判にもかかわらず、ガンディーが彼との距離を縮めたことは、不可触民を抑圧されたままに留めておきたい正統派ヒンドゥーにとっては、きわめて不都合な事態であったはずである。

もっとも、ガンディーの思考は、最後まで近代主義と同一化することはなかった。このことの意味を理解するためには、ガンディーが最後までヴァルナーシュラマ・ダルマを放棄しなかったことの意味を検討する必要がある。ガンディーは、ヒンドゥー教の主要な価値として梵我一如——人間存在の実態である「アートマン」(Atman: 我)が、宇宙の根本原理である「ブラーフマン」(Brahman: 梵)と同一であること——の考えに基づいて全ての生命の一体性を信じており[Gandhi, 1955: 邦訳, 277ページ]、人々間の優劣の観念を排除しようと努めた。ヴァルナーシュラマ・ダルマは、人間(我)が祖先から受け継いだ職業に従事することによって物的野心を抑制し、神(梵)に近づくことを定めた規律であり、バラモンにもシュードラにも等しく当てはまるものであった[*Young India*, October 20, 1927; November 24, 1927]。

ここでは、このヴァルナーシュラマ・ダルマの理念をマックス・ヴェーバーのカースト理解を参照して検討したい。ヴェーバーは、「あらゆる職業変更やあらゆる労働技術の変更が儀礼的転落を結果し得たというような儀礼法則は、みずからの中から経済的技術的革命を産み出したり、あるいはみずからの真中にかかる革命の最初の萌芽を可能にさせるのに、確かに適してはいなかった」[ヴェーバー, 2002, 147ページ]と述べて、カースト制度に資本主義的発展の阻害要因を見出していた。これに対して、「利己心」に基づく資本主義的発展をインドの進路として選ばなかったガンディーは、ヴァルナーシ

ユラム・ダルマを拠りどころとして、それらが制御されることを歓迎したのである。

(3) 結論

結局のところ、ガンディーは、正統派ヒンドゥーに代表される伝統主義とも、アンベードカルに代表される近代主義とも距離を保ちながら自らのカースト論を展開していった。そのカースト論は、近代の人権や職業選択の自由の理念に抵触するものとして、アンベードカル以来しばしば批判の対象となってきた。しかし、その中核にあったヴァルナー・シュラム・ダルマの考え方は、逆に際限のない欲望の開花を是認する近代主義——およびポスト近代主義——に対する批判的思考として、今日なお評価される可能性を秘めているといえる。

【参考文献】

- Ambedkar, B. R. [1946] *What Congress and Gandhi have done to the Untouchables*, Bombay: Thacker.
- アンベードカル, B. R. 『カーストの絶滅』山崎元一・吉村玲子訳, 明石書店。
- Deliege, R. [1992] "Replication and consensus: untouchability, caste and ideology in India," *Man*, vol. 27, no. 1.
- Deliege, R. [1993] "The myths of origin of the Indian untouchables," *Man*, vol. 28, no. 3.
- Dumont, L. [1970] *Homo Hierarchicus: The Caste System and Its Implications*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Gandhi, M. K. [1954a] *Untouchability*, Ahmedabad: Navajivan Publishing House.
- Gandhi, M. K. [1954b] *For Works against Untouchability*, Ahmedabad: Navajivan Publishing House.
- Gandhi, M. K. [1958-94] *The Collected Works of Mahatma Gandhi*, 100 vols., New Delhi: The Government of India.
- ガンディー, M. K. [1994] 『不可触民解放の悲願』森本達雄・古瀬恒介・森本素世子訳, 明石書店。
- Gandhi Murder Trial, Official Account of the Trial of Godse, Apte, and Others for Murder and Conspiracy with Verbatim Report of Speeches by Godse and Savarkar, The World Quarterly*, vol. 1, no. 1, 1950, Glasgow: The Strickland Press.
- Godse, N. [1993] *Why I Assassinated Mahatma Gandhi?*, Delhi: Surya Bharti Parkashan.
- Harijan: A Journal of Applied Gandhism 1933-55*, 19 vols., edited by Joan Bondurant in 1973, New York and Lokande, G. S. [1982] *Bhimrao Ramji Ambedkar: A Study in Social Democracy*, second revised edition, New Delhi: Intellectual Publishing House.
- London: Garland Publishing Inc.
- Marriot, M. [1976] "Hindu transactions: diversity without dualism," B. Kapferer (ed.) *Transaction and Meaning*, Philadelphia: Institute for the Study of Human Issues.
- Mencher, J. P. [1974] "The caste system upside down, or the not-so-mysterious East," *Current Anthropology* 15-4.
- Moffat, M. [1979] *An Untouchable Community in South India: Structure and Consensus*, Princeton: Princeton University Press.
- 森本達雄 [1994] 「不可触民解放の思想と実践をめぐって」ガンディー [1994] 所収。
- Parekh, B. [1989] *Colonialism, Tradition and Reform: An Analysis of Gandhi's Political Discourse*, New Delhi: Sage Publications.
- Raheja, G. G. [1988] *The Poison in the Gift: Ritual, Prestation, and the Dominant Caste in a North Indian Village*, Chicago: The University of Chicago Press.
- 田辺明生 [1994] 「人類学・社会学におけるカースト研究の動向」山崎元一・佐藤正哲編『カースト制度と被差別民——歴史・思想・構造——』明石書店。
- Tendulkar, D. G. [1988-90] *Mahatma: Life of Mohandas Karamchand Gandhi*, 8 vols., reprinted edition, New Delhi: The Publication Division, Ministry of Information and Broadcasting, The Government of India.
- Zelliot, E. [1996] *From Untouchable to Dalit: Essays on the Ambedkar Movement*, New Delhi: Manohar.
- 山崎元一 [1979] 『インド社会と新仏教——アンベードカルの人と思想——』刀水書房。
- Young India 1919-1931*, 13 vols., edited by M. K. Gandhi, republished in 1981, Ahmedabad: Navajivan Publishing House.
- ヴェーバー, M. [2002] 『ヒンドゥー教と仏教——世界諸宗教の経済倫理Ⅱ——』東洋経済新報社。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① Ishii, Kazuya, “Gandhism in the Age of Globalization: Beyond Amartya K. Sen’s Criticism”, *Gandhi Marg*, Vol. 32, no.1, 2010, pp.101-118. 査読有

〔図書〕（計1件）

- ①（翻訳）アジット・K. ダースグプタ著，石井一也監訳『ガンディーの経済学——倫理の復権を目指して——』作品社，2010年。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井 一也 (Ishii, Kazuya)

香川大学・法学部・教授

研究者番号：70294741